

# サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 応募申請書作成の際のQ&A

令和3年4月2日公表

No.	質問	回答	備考
<b>【申請書・添付書類について】</b>			
1-1	補助事業の開始予定日は、申請日を書いて良いのか。	本事業に関する建物・設備等の取得に係る発注を行う予定の日を記載してください。事前着手の申請を行わない場合は、交付決定後に事業実施(建物・設備等の取得に係る発注行為)を行っていただくこととなります。事前着手申請を行う場合には、原則として、事前着手開始希望日と補助事業開始予定日は同一日となります。	
1-2	補助事業完了時とはいつ時点か。	補助対象施設の整備が完了し、支払いが完了した時点です。原則として、公募要領(様式第1-3)補助事業の開始及び完了予定日の完了予定日と、(様式第2(2)(ニ))操業開始(予定)日は同じ日を記入してください。	
1-3	事前に地方局に必ず相談しなければならないのか。	地方経済産業局に相談することが可能ですが、必須ではありません。	
1-4	見積書等の添付は必要か。	補助金交付申請額にはある程度の妥当性が必要であることから、交付申請額の積算根拠として、見積書の徴取を可能な限り行ってください。見積書等を添付する場合は、「【様式第2(3)添付書類】経費算出根拠」として、公募要領の提出書類等チェックシートの②添付書類内に綴じてください。	
1-5	申請書類の提出は、jGrantsに限るのか。	jGrantsでの申請のみを受け付けます。FAX及び電子メール、持込、郵送による提出は受け付けません。	
1-6	添付書類のページ番号はどのように振るのか、絶対に通し番号でないとダメなのか。	ページ番号は、事務局と応募者間で内容確認を円滑に行うために付与をお願いするものです。原則として、全ての書類の下部中央に通し番号でページを付与してください。ただし、パンフレットや定款のまとまった書類で、すでにページ番号が付与されている書類については枝番にしてください問題はありません。各書類は、公募要領の提出書類チェックシートの順に必ず揃えてください。書類毎に、1-1、1-2・・・、2-1、2-2・・・などの振り方でも問題ありません。	
1-7	公募要領(様式第2)1. 補助事業の実施計画(1)補助事業の目的及び内容(ハ)事業実施部分の敷地・建物の所有関係には、どのようなことを記入すればよいか。	補助事業を行う敷地、建物が、本事業実施により自社所有になるかどうか、敷地や中古建物を購入する場合はどこから購入するか等、ご記入ください。所有関係が複雑な場合等は詳細に説明してください。	
1-8	公募要領(様式第2)2. 補助事業の収支予算の欄について、共同申請の場合、どのように書けばよいか。	(1)収入、(2)支出ともに、事業者A、事業者Bそれぞれで表を作り、記載してください。また、合計値が、(様式第1)9. 補助事業に要する経費、補助事業対象経費及び補助金の配分額と必ず一致するようにご注意ください。	
1-9	公募要領(様式第2)2. 補助事業の収支予算(1)収入の「起債又は借入金」(*)に「資金計画(資金調達先、返済計画等)」について分かる資料を添付することとあるがどのような資料を添付すればよいか。	資金計画として、どこからいくら資金調達するのか、返済計画の詳細が分かるように資料を作成し、添付ください。その資料は、公募要領の提出書類等チェックシートの③様式第2の補足書類内に追加してください。	
1-10	提出書類等チェックシートの③様式第2の補足書類「出資者及び役員の一覧が記載されている書類」とあるが、具体的にどのような書類を提出すればよいか。	株主総会での決議書類や、御社の役員を記載した書類等を作成し、現時点での役員が証明できるものを添付してください。	
1-11	添付書類の定款や登記簿謄本等は原本でないといけないのか。	コピーでも結構です。なお登記簿謄本の取得にあつては、オンラインによる交付請求も可能ですのでご利用ください。	
1-12	補助金公募のHPからダウンロードした申請書類の注意書きは消してもよいのか。	注意書きは消して作成してください。	
1-13	申請書の中に設計図の添付とあるが、どの程度の設計図を用意したらよいか。	建築物のおおよその大きさ・あらかたの外観がわかる図面のみで結構です。配置図、平面図、立面図があれば十分です。	
1-14	区画整備中の土地で、申請書の提出期限までに地番等が確定しない場合、補助事業の目的及び内容(ロ)投資予定の工場等の概要の「工場等の所在地」はどのように記載すればよいか。	工場所在地の欄には、まとめて「～地区内第～区」等記載頂き、詳細は見取り図等別紙に記載ください。	
1-15	公募要領(様式第2)3. 実施体制図は、工場操業後の体制図を作成すればよいか。	実施体制図は補助事業がきちんと執行できる体制が整っているかどうかを判断するための資料です。操業後の体制図ではなく、補助事業の実施体制図を作成してください。	
1-16	複数の申請を出すことは可能か。	申請は1事業者(*)につき1案件のみとします(ただし、リース会社は除きます)。*親子関係にある会社により提出された同一内容と認められる申請は審査の対象となりません。	
1-17	様式2の別添で、加点となっているものは提出が必須か。	本項目の記入は必須ではありませんが、該当する内容について可能な範囲で記入してください。記入されない場合は加点が得られませんのでご了承ください。	
1-18	(別添10)国内サプライチェーンの分散のうち特化係数については申請者が記入する必要がありますか。	jGrantsのホームページを参照の上、申請者自身で県名等をご記入いただくようお願いいたします。なお、別添10は、補助対象事業A・B(工場)・中小企業特例事業での加点項目となっています。補助対象事業B(物流施設)で申請される場合には不要です。	
<b>【jGrantsについて】</b>			
2-1	jGrantsでの申請には何を準備する必要があるか。	GBizIDの取得が必要です。GBizID未取得の場合、まずは、以下のURLから、gBizIDプライムを申請してください。登録まで2～3週間を要する場合がありますので、ご注意ください。 <a href="https://gbiz-id.go.jp/top/">https://gbiz-id.go.jp/top/</a>	
2-2	GBizIDの種別はプライムでなければならないのか。	jGrantsで利用可能なGBizIDは、gBizIDプライムもしくはgBizIDメンバーです。以下のURLも併せてご参照ください。 <a href="https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html">https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html</a>	
2-3	共同申請の場合は、申請者いずれかのGBizIDで申請すれば良いか。	主たる申請者のIDで申請してください。	

# サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 応募申請書作成の際のQ&A

令和3年4月2日公表

No.	質問	回答	備考
2-4	事業者情報で自動入力されている項目を修正したい。	自動入力されている項目は、GビズIDの登録情報や自社情報(アカウント情報)に登録された情報となるため、修正は不可です。修正される場合には、GビズIDや自社情報(アカウント情報)の登録情報を修正してください。	
2-5	申請書類のアップロードに容量制限はあるか。	1ファイル(zip形式可)当たり16MBまでとなっています。	
2-6	申請書類のアップロード箇所が複数あるが、全て提出しなければならないのか。	事前着手申請やリース関連の書類など、一部の書類は該当する申請者のみが提出するものもあります。提出書類チェックシートにて、必要な申請書類をご確認頂き、提出してください。	
<b>【事前着手申請について】</b>			
3-1	事前着手の承認申請は応募申請書類と同時に申請するのか。	応募申請書類とともに、事前着手の承認のための申請書を別添様式により作成の上、事務局に「Grants」にて提出してください。また、事前着手の承認のための申請書の提出を予定している場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。	
3-2	事前着手の承認申請が共同申請の場合、申請者欄も連名にする必要があるか。	応募申請書類と同様、連名で記入してください。	
3-3	事前着手承認希望日は応募前や事前着手の承認日前でも良いか。	令和2年12月8日以降の日付であれば問題ありません。ただし、事前着手承認が認められない場合があることはご承知おきください。事前着手承認が認められない場合においては、交付決定日より前に発注した経費が補助対象外になる点にご注意ください。	
3-4	事前着手承認希望日は、単純に希望日で良いか。	補助事業の工程上、事前着手が必要な条件を満たす範囲内で適切に設定してください。工程上問題ない範囲で事前着手の承認希望日を修正頂くこともあります。なお、必ず令和2年12月8日以降の日付としてください。	
3-5	事前着手申請の有無は採択に影響するのか。	事前着手申請を行う、行わないは採択には影響しません。事前着手申請の承認はあくまでも事前着手の必要性の観点のみで判断を行います。	
3-6	事前着手申請の承認は誰が行うのか。	事務局が内容を確認し、経済産業省に事前着手を承認して問題ないか協議を行います。経済産業省で事前着手申請に問題がないことを承認したことを以て、事務局が事業者へ事前着手の承認通知を発行します。	
3-7	一旦、通常の条件で応募した後で、事前着手申請に変更できるか。	締め切り前であれば、最初の応募を取り下げた上で、事前着手申請として再度応募することは可能です。ただし、応募の締め切り日を過ぎて事前着手申請に変更することはできません。また、採択後(交付申請時)に事前着手を追加申請することもできません。	
<b>【補助要件等について】</b>			
4-1	生産拠点の集中度が高い製品・部素材について、限定はあるか。	公募要領2頁の表1で掲げた製品・部素材が対象となります。	
4-2	公募要領2頁の表1で明示的に掲げられた製品・部素材はどのような製品・部素材か。	令和3年度の経済産業政策の重点とされている「デジタル」「グリーン」の分野において、海外集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要なものとして本事業で想定している製品・部素材をここで記載しています。	
4-3	公募要領2頁の表1で明示的に掲げられた製品・部素材であれば全て対象となるのか。	海外生産割合と生産の一国集中度それぞれが50%以上であることを示すことができれば、申請することはできます。なお、採択にあたっては、公募要領12頁以降に記載する審査項目を総合的に評価します。	
4-4	公募要領2頁の表1で明示的に掲げられた製品・部素材以外は対象とならないのか。	表1に記載しているデジタル・グリーン分野の製品・部素材に類する製品・部素材であって、他の要件をすべて満たす場合、申請することはできます。なお、採択にあたっては、公募要領12頁以降に記載する審査項目を総合的に評価します。	
4-5	補助事業により生産する製品・部素材の生産拠点の海外集中度が、国内全体で50%以上であることとあるが、どのように示せばよいか。	補助事業で生産する製品・部素材の海外生産割合と生産の一国集中度それぞれが、50%以上であることを示す必要があります。	
4-6	現状、海外生産割合あるいは生産の一国集中度が高くないが、今後高くなるのが想定されている場合は要件に該当するか。	海外生産割合と生産の一国集中度が50%以上となることの蓋然性が高いことの説明ができれば、認められる場合があります。	
4-7	感染症の拡大等に伴い需給が逼迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資であれば、交付要件を満たすのか。	本事業では、ワクチン用注射針・シリンジ、医療用ゴム手袋、メルトブロー不織布用生産ノズル、ドライアイス、医薬品低温物流関連物資(温度ロガー、保冷容器、保冷剤、冷蔵・冷凍庫)のみが対象となります。これらの製品の生産に必要な部素材等は対象となりません。また、物流施設においては、医薬品低温物流のみ対象となります。	
4-8	中小企業特例事業において、生産拠点の集中度が高い製品・部素材に必要な部品等の生産について、限定はありますか。	補助事業で生産する部品等が補助対象事業Aの要件を満たす製品・部素材の生産に必要な不可欠な製品・部素材であることを示して頂く必要があります。ただし、市場から直ちに入手可能な汎用品は対象とはなりません。	
4-9	中小企業特例事業と補助対象事業Aとの違いは何か。	補助対象事業Aは、海外における生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材で、公募要領2頁表1に掲げる製品・部素材を生産する事業が対象となります。中小企業特例事業は、補助対象事業Aの要件を満たす製品・部素材の生産に必要な不可欠な製品・部素材の生産を行う事業が対象となります。	
4-10	中小企業は、中小企業特例事業でしか応募できないのか。	補助対象事業Aまたは補助対象事業Bでも応募可能です。それぞれの補助対象要件は公募要領をご確認ください。	
4-11	最低投資金額はあるのか。	本事業に最低投資金額はありません。	
4-12	雇用要件はあるのか。	本事業に雇用要件はありません。	
4-13	収益納付はあるのか。	本事業に収益納付はありません。	

# サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 応募申請書作成の際のQ&A

令和3年4月2日公表

No.	質問	回答	備考
<b>【補助対象事業Aでの応募について】</b>			
5-1	どれか一つでも先端性のある設備を導入すれば補助要件を満たすか。	補助対象となる設備については先端性が求められますが、その設備と一体不可分な附属設備についてはその限りではありません。	
5-2	(別添2)既存の設備との互換性の確保や梱包装置などコストを重視したい設備など、必ずしも設備単体では先端性を説明できないものは補助対象となるか。	補助対象とするには、それぞれの設備において特注品又は製造機器メーカーの最新カタログに掲載されている(もしくはこれに相当する)ことが求められます。	
5-3	公募要領1頁の補助対象要件Aの「ア. 生産拠点の集中度」とは、どのようなことか。	補助事業により生産する製品・部素材の海外での生産割合が高く、同時に、特定の一国に生産が集中していることです。 申請上は、「生産拠点の集中度」要件の対象となる製品・部素材の海外生産割合が国内需要に対して50%以上となること(別添3)、及び、当該製品・部素材の海外生産分における生産の一国集中度が50%以上となっていること(別添4)を証明していただく必要があります。 例えば、当該製品・部素材の国内需要に占める海外生産割合が60%である場合、その60%のうちの半分(50%)以上が特定の一国で生産されているならば、要件を満たすこととなります。	
5-4	(別添3 2.)の「海外生産割合」の記載は、社内資料等に基づいた算出でも良いのか。	申請事業者1者のみではなく、国内全体としての「海外生産割合」が50%以上であることを示してください。なお、算出過程に使用した数値の出典として想定しているのは、貿易統計等公的統計や業界団体等第三者による統計などです。	
5-5	(別添4 2.)の「生産の一国集中度」の記載は、社内資料等に基づいた算出でも良いのか。	申請事業者1者のみではなく、国内全体としての「生産の一国集中度」が50%以上であることを示してください。なお、算出過程に使用した数値の出典として想定しているのは、貿易統計等公的統計や業界団体等第三者による統計などです。	
<b>【補助対象事業Bでの応募について】</b>			
6-1	物流施設の場合、「需給が逼迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資」の取扱いがあることが条件ですが、どのような形で取扱いがあれば補助要件に該当しますか。	継続的に取扱いがあることが重要で、四半期に一度確認させていただきます。	
6-2	物流施設の場合、四半期に一度、納入実績等により、継続的に取扱いがあることを確認することになっていますが、どのような内容で報告すればよいでしょうか。	納入実績(納入量)などを報告することを想定しています。具体的な報告内容については、採択後に改めて説明させていただきます。	
6-3	物流施設の場合の「自ら使用する施設であること」とはどのような条件でしょうか。	補助事業者もしくは共同申請者が使用する施設であり、第三者に賃貸等を行って使用する場合は補助要件に合致しくなくなります。なお、倉庫業の場合などは寄託契約等を行い倉庫の管理を自ら行うことは、自ら使用の条件に該当します。	
<b>【中小企業特例事業での応募について】</b>			
7-1	共同申請は認められるのか。	代表申請者、共同申請者ともに中小企業であれば可能です。	
7-2	リース会社との共同申請は認められるのか。	代表申請者が中小企業であれば可能です。	
7-3	(別添5 1.)の取引関係を証明する証憑とは、例えばどんな書類か。	当該対象製品の生産等を行う事業者と過去に取引があったことが客観的に確認できる資料(取引先との契約書・取引先への納品書)、当該対象製品の生産等を行う事業者から部品等の生産を依頼されたことが確認できる資料(取引先からの発注依頼書)など。	
7-4	(別添5 2.)の生産する部品等の必要性に係る記載内容を証明する証憑とは、例えばどんな書類か。	生産する部品等が当該対象製品の生産等を行う事業者にとって代替が効かないことが確認できる資料や当該対象製品の生産に必要な不可欠な部品等の生産実績や技術力等を有していることが確認できる資料など。 例えば、取引先による証明書・共同開発契約書・取引先への納品書・第三者(業界団体・有識者等)による証明書など。	
7-5	(別添5 3.)の生産計画に与える影響に係る記載内容を証明する証憑とは、例えばどんな書類か。	生産する部品等が当該対象製品の生産計画にとって必要不可欠であることが確認できる資料(取引先による証明書)など。	
<b>【補助対象について】</b>			
8-1	補助率については上限の補助率が記載され「以内」となっています。この「以内」とはどういう意味でしょうか。	補助率は、審査の結果、希望する補助率を下回る可能性があることを意味しています。	
8-2	補助率が補助対象経費に応じて逡減されているが、例えば、大企業で補助対象事業Aで申請する場合、建物取得費を25億円、設備費を15億円で申請した際、補助額の計算はどうなるのか。	補助額は、費目ごとではなく申請金額の総計で計算されます。今回のケースでは、補助対象経費の総額が40億円となりますので、30億円以下の部分で補助額が15億円(補助率1/2)、残りの10億円の部分で3.3億円(補助率1/3)となるので、補助額の総計は18.3億円となります。	
8-3	補助対象経費の区分として(1)建物取得費、(2)設備費、(3)システム購入費の3つの区分があるが、これは3区分全ての補助を受けないといけないのか。	3つの経費区分全てを満たさなくても問題ありませんが、工場にあっては、設備費は補助対象経費を計上する必要があります。また、物流施設にあっては、どれか一つの費目で補助対象経費が計上されていなければ構いません。	
8-4	建物取得費にはどのようなものが含まれるのか。	本補助事業を運営する上で必要な施設の新規建築、増改築、および中古建物の取得に要する費用などが含まれます。 建物工事に付随して行う外構工事費は建物取得費に含めます。なお、外構工事については、事業を運営する上で必要なもののみ補助対象と認められ、例えば緑地化に伴う植栽(芝生、生垣、樹木等)の費用等は補助対象外です。 既存建物の撤去・解体に係る費用は補助対象外です。	
8-5	設備費にはどのようなものが含まれるのか。	本補助事業を運営する上で必要な設備機械装置の新規購入、据付けに要する費用等が含まれます。 コンピュータ、プリンタ、ソフトウェア、電話器、事務用の什器(机・書棚等)など、汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は、補助対象外となります。	

# サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 応募申請書作成の際のQ&A

令和3年4月2日公表

No.	質問	回答	備考
8-6	設備の設計や調整などにかかる費用は補助対象と認められるか。	設計費用や調整費用については、補助対象となりえます。ただし、補助事業者（共同申請者含む）の person 費は計上できません。	
8-7	建物取得費と設備費はどのような基準で判断すればよいでしょうか。	設備費は設備機械装置の購入、据付け等に必要な経費であり、建物と切り離すことのできない付帯設備は建物取得費に含まれます。建物付帯設備の例としては、排水処理設備や空調機器（建物付帯型）、電話回線、電気配線等がありますが、補助対象となるかどうかは、交付申請時や確定検査時に事務局が個別に判断することになります。	
8-8	移設費はどのような場合に対象となるか。	既存設備（国内外を問わず他の工場等に既にある設備）の移設費は補助対象になりません。なお、設備を新規購入する場合はその購入費用に一般的に輸送費等が含まれていることから、その費用については補助対象となります。	
8-9	システム購入費は、市販されているシステムもしくはソフトウェアを購入する費用となるか。	システム購入費とは、以下のいずれかをいいます。 ・補助対象施設で使用する設備機械装置の稼働のため直接的に必要となるソフトウェアの購入費 ・物流施設における、自社とサプライチェーン全体のビジネスプロセスの効率化に資するソフトウェアの購入費	
8-10	リース会社を共同申請者とする場合、リース契約としては、どのようなものが認められるのか。	リース契約については、リース会社が設備を購入し、かつ、事業期間内に全額の支払いを終え、所有権もリース会社が持つことが必要です。したがって、所有権移転外リースもしくは残債の無いオペレーティングリースであれば、補助対象となり得ます。	
8-11	リースの契約形態として、セール&リースバックは認められるか。	認められません。原則として補助対象となるのは、設備を購入し所有権を有する事業者の費用となります。セール&リースバックでは購入した事業者がリース会社に設備を売却してしまいますので、補助対象の条件を満たしません。	
8-12	補助事業者が倒産した場合、リース会社はどう対応すればよいか。	財産処分制限期間中に補助事業者が倒産した場合は、リース会社に補助金を支給していますので、原則として、リース会社が（自らが補助を受け、所有権を有する財産について）財産処分の手続きを行っていただくこととなります。財産処分の手続きにおいては、原則として減価償却後の金額に補助率を乗じた額を返金いただくこととなります。	
8-13	所有権移転リースや無償譲渡条件付リースは可能か。	リース対象の財産の財産処分制限期間内に所有権が移転する契約は補助対象外となります。ただし、財産処分の制限期間内に所有権移転がないということが明確である場合においては、所有権移転や無償譲渡を条件に組み入れることは可能です。	
<b>【事業の開始について】</b>			
9-1	採択されれば、すぐに補助事業を開始して良いか。	事前着手申請の承認が得られた場合を除いて、採択後に交付申請書を提出いただき交付決定を受けた後でないと補助事業は開始できません。	
9-2	補助対象としない土地の購入や設備等の発注を交付決定前に行っても良いか。	補助対象とならない土地の購入や補助対象としない建物、設備等の発注は、交付決定前に行っても構いません。ただし、補助事業に係る投資計画について、令和2年12月8日より前に対外発表した事業でないことが大前提です。	
9-3	採択後の事業実施場所の変更は認められるか。	事業実施場所も含めて審査しているため、事業実施場所の変更は原則として認められません。ただし、事業実施場所の変更について、自己都合ではないことが明確であり、かつ真にやむを得ない場合に限り、原則として同一都道府県内に限り、事業実施場所の変更が認められる可能性があります。	
9-4	他の補助金に応募するために採択後に事業実施場所を変更することは認められるか。	採択後の事業実施場所の変更は原則として認められないため、本補助金との併用が可能な他の補助金への応募を検討している事業者においては、あらかじめ当該補助金の適用地域内で実施する計画で本補助金に応募してください。  (参考:併用が可能な他の補助金の例) ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(サプライチェーン対策投資促進事業) <a href="https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo_yokoku/2021/ky210312001.html">https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo_yokoku/2021/ky210312001.html</a> ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(サプライチェーン対策投資促進事業) <a href="https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo_yokoku/2021/ky210319001.html">https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo_yokoku/2021/ky210319001.html</a>	
9-5	採択後の申請者及び共同申請者の変更は認められるか。	採択は申請者及び共同申請者の評価を含めて与えられた権利のため、申請者及び共同申請者の変更は原則として認められません。ただし、共同申請者の変更について、交付決定後の計画変更の手続きにより、変更が認められる場合があります。	